

北海道農業研究センター開放型研究施設利用要領

(目 的)

第 1 条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センター（以下「北海道農研」という。）の職員または北海道農研の職員以外の者が、北海道農業研究センター開放型研究施設（以下「施設」という。）及び施設の設備または機器等（以下「設備類」という。）を利用する際の手続き及び義務等については、この要領によるものとする。

(定 義)

第 2 条 開放型研究施設とは、次の施設をいう。

一 寒地農業生物機能開発センター

(施設運営責任者)

第 3 条 施設運営責任者は該当する施設の委員長とする。

2 施設運営責任者は、設備類について必要に応じ運転管理者を定め、運転管理を行うものとする。

(利用者の範囲)

第 4 条 施設を利用できる者は次の各号に掲げる者とする。

一 北海道農研の職員

二 共同研究実施規程（13規程第33号）第2条第1項の規定により共同研究契約を締結した相手側の職員

三 流動研究員制度実施規程（13規程第34号）第6条第1項の規定により流動研究のために招へいを承認された研究者

四 講習等規程（13規程第37号）第2条各号に掲げる講習等の受講生または研修生等

五 協定研究規程（13規程第53号）第2条第2項の規定により協定研究を締結した相手側の職員

六 前各号に掲げる者のほか、北海道農業研究センター所長（以下「所長」という。）が適当と認めた者

(利用の申請、許可)

第 5 条 前条各号に該当し施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用目的（研究課題名等）毎に、別紙様式1による利用申請書を、施設運営責任者を通じて、利用予定開始日の2週間前までに所長に提出するものとする。

2 所長は、前項の申請について、日程、利用内容等を検討し、適当と認めたときは、別紙様式2により利用を許可するものとする。

(利用許可の取り消し)

第 6 条 所長は、利用者がこの要領に違反したとき、または北海道農研の運営に支障を生じさせるおそれがあると認めた場合は、その利用の許可を取り消し、または利用を停止

させ、若しくは必要な是正措置を命じることができる。

(利用の変更)

第7条 利用者は、利用許可事項に変更が生じた場合は、速やかに別紙様式3による利用変更申請書を、施設運営責任者を通じて、所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申請について、内容等を検討し適当と認めるときは、別紙様式4により変更の許可をするものとする。また、変更内容が適当でないと認めた場合は、別紙様式5により利用の取り消し、若しくは利用を停止させることができる。

(経費の負担)

第8条 施設の使用に要する雑材消耗品費の類は、利用者の負担とする。

2 外部の機関の者の使用に要する経費は、個々の共同研究契約等もしくは別に定める規程による負担区分によるものとする。

(利用者の義務と責任)

第9条 施設及び設備類は、共同利用を原則とする。

2 利用者は、善良なる管理者の注意をもって施設を利用するものとする。

3 利用者は、施設の利用に際し、安全確保に努めなければならない。

4 利用者は、施設運営責任者または運転管理者の指示に従い、設備類の運転状況の把握並びに施設の開錠・施錠等の基本的な日常的管理を行わなければならない。また、設備類の運転に必要とされる作業を、施設運営責任者または運転管理者が指示した場合には、その指示に従い、協力しなければならない。

5 利用者は、施設または設備類をき損または滅失、損傷または汚損した場合は、速やかに施設運営責任者に報告し、所長にその旨を届け出るとともに、所長の指示に従い、原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

6 前項における利用者の責任については、会計規程(13規程第26号)に定めるところによるものとし、第4条第二号から第六号に掲げる利用者についてもこの規程を準用する。

7 利用者は、施設の利用を終了した場合は、速やかに利用区域内を原状に回復するとともに、施設運営責任者に報告しなければならない。

8 施設に常備された設備類の施設外持ち出しを禁止する。

9 北海道農研以外の利用者(以下「外部の者」という。)が施設利用に際し、施設内に持ち込みを許可された機器類について、き損または滅失、損傷または汚損した場合は、その外部の者の責により生じた場合は、北海道農研はその責を負わないものとする。ただし、その原因が北海道農研の職員にある場合は、会計規程(13規程第26号)の定めによるものとする。

(報告等)

第10条 外部の者が、当該施設利用期間中に北海道農研において得た研究成果及び情報等を公表しようとするときは、あらかじめ別紙様式6による公表承認申請書を提出し、所長の承認を得なければならない。

2 利用者は、当該施設の利用を終了した場合は、別紙様式7による利用終了報告書を所長に提出しなければならない。

3 前2項に定める申請書または報告書の提出は、他の規程により締結した契約書等において研究成果の取り扱いを定め、提出を義務づけられている場合はこれに替えることが

できる。

(要領等の遵守)

第11条 利用者は、この要領並びに北海道農研における服務規律を遵守しなければならない。

2 本要領を補完するものとして、第4条第二号から第五号に掲げる利用者は、それぞれの規程で作成された契約書等に記載された事項を併せて遵守しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、施設の利用に関する必要事項は、所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年 3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 7月27日から施行する。

別紙様式 1

所 長	施設運営 責 任 者	委 員 会 副委員長	産学連携チーム

北海道農業研究センター開放型研究施設利用申請書

平成 年 月 日

北海道農業研究センター所長 殿

(利用責任者) 所属
氏名 印

北海道農業研究センター開放型研究施設利用要領第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり利用したいので申請します。

記

1. 利用施設名
寒地農業生物機能開発センター
2. 利用目的
 - 1) 制度及び研究実施課題名等
 - 2) 利用内容
3. 利用実験室名
4. 利用共用機器名
5. 持ち込み機器名(品名、規格、メーカー名等)
6. 利用期間(※) 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
7. 利用者(利用責任者を含む)別紙可
 - 1) 北海道農研職員 所属・氏名・利用予定日数
 - 2) その他の機関の者 所属機関名・役職・氏名・利用予定日数、時期・利用中の連絡先

(※)年度を超えての申請はできません。年度を超えて利用したい場合は、許可期間が終了する 2 週間前までに再度申請を行ってください。

別紙様式 2

北海道農業研究センター開放型研究施設利用許可書

平成 年 月 日

利用責任者

殿

北海道農業研究センター所長

平成 年 月 日付けで利用申請のあったこのことについて、下記のとおり利用を許可する。

なお、利用にあたっては北海道農業研究センター開放型研究施設利用要領及び関係規則を遵守し、これに違反した場合は利用の停止もしくは取り消しをすることがあります。

記

1. 利用施設名

寒地農業生物機能開発センター

2. 利用目的

1) 研究実施課題名等

2) 利用内容

3. 利用実験室名

4. 利用共用機器名

5. 利用期間 (※) 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

6. 利用者

別紙様式 3

所 長	施設運営 責 任 者	委 員 会 副委員長	産学連携チーム

北海道農業研究センター開放型研究施設利用変更申請書

平成 年 月 日

北海道農業研究センター所長 殿

(利用責任者) 所属 氏名 印

平成 年 月 日付けで利用許可のありました利用内容を下記のとおり変更したいので、北海道農業研究センター開放型研究施設利用要領第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更理由

別紙様式 4

北海道農業研究センター開放型研究施設利用変更許可書

平成 年 月 日

利用責任者

殿

北海道農業研究センター所長

平成 年 月 日付けで利用変更申請のあったこのことについて下記のとおり利用
変更を許可します

記

1. 変更事項

上記以外の事項については、平成 年 月 日付けで許可した事項と同様とする。

別紙様式 5

北海道農業研究センター開放型研究施設利用取り消し・停止書

平成 年 月 日

利用責任者

殿

北海道農業研究センター所長

平成 年 月 日付けで利用許可をしたこのことについて下記のとおり利用許可を取り消し・停止します。

記

1. 利用施設名
寒地農業生物機能開発センター
2. 利用目的（研究実施課題名等）
3. 利用実験室名
4. 利用共用機器名
5. 取り消し・停止事項
6. 取り消し・停止理由
7. その他

別紙様式 6

所 長	施設運営 責 任 者	委 員 会 副委員長	産学連携チーム

北海道農業研究センター開放型研究施設利用による研究成果公表承認申請書

平成 年 月 日

北海道農業研究センター所長 殿

(利用責任者) 所属
氏名 印

北海道農業研究センター開放型研究施設利用要領第10条第1項の規定に基づき、下記研究成果を公表したいので承認願います。

記

1. 利用許可年月日

平成 年 月 日

2. 公表内容

- 1) 公表課題名
- 2) 公表方法
- 3) 公表予定日
- 4) 概 要 別紙のとおり

3. 公表にあたって

- (ア) 施設利用の謝辞を公表にあたり付け加えます。
- (イ) お世話頂いた利用責任者並びに運転管理者に対しては、共著者、もしくは謝辞の方法により公表いたします。
- (ウ) 知的財産権に関する権利発生の可能性がある場合は、貴職の指示に従います。
- (エ) 研究報告等で出版された場合は、出版物またはその写しを提出いたします。

別紙様式 7

所 長	施設運営 責 任 者	委 員 会 副委員長	産学連携チーム

北海道農業研究センター開放型研究施設利用終了報告書

平成 年 月 日

北海道農業研究センター所長 殿

(利用責任者) 所属
氏名 印

平成 年 月 日付けで利用許可された北海道農業研究センター開放型研究施設について、利用を終了したので北海道農業研究センター開放型研究施設利用要領第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 利用施設名
寒地農業生物機能開発センター
2. 利用目的
 - 1) 研究実施課題名等
 - 2) 利用内容
3. 利用実験室名
4. 利用共用機器名
5. 利用期間
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
6. 利用結果の概要
成果名
7. その他 (意見等)